

2 第二十八号の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八号の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八号の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九号第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 第二十八号の五十四第九号の一般取扱所（指定数量の倍数が十未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九号第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

- 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
二 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。
三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。
四 前号の囲いの周囲に幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから三メートル未満となる建築物の壁（出入口、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。
五 第三号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とする。適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

第六十条の二第一項第十一号の二「地震発生時」を「地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合」に改める。

附則 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十条の二第一項第十一号の二の改正規定は、平成二十四年十一月一日から施行する。

国土交通省令第五十五号 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十一号の二第一項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日 国土交通大臣 前田 武志
下水道法施行規則の一部を改正する省令
下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中 「ぶつ菜及びその化合物」を「ぶつ菜及びその化合物」に改める。
1. 4-1 ジオキサン

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志

国土交通省令第二号 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四十七号）第九条の四第二項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

環境省令第十四号 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四号の三第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年五月二十三日 環境大臣 細野 豪志

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令
水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表シスー・二「ジクロロエチレンの項中「シスー・二」を「ジクロロエチレン」を「一・二」に改め、同表アンモニオ、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。
塩化ビニルモノマー
一・四 ジオキサン

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。
環境大臣 細野 豪志

国土交通省令第十五号 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三号第一項及び第二十七号の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年五月二十三日 環境大臣 細野 豪志

排水基準を定める省令の一部を改正する省令
排水基準を定める省令（昭和四十六年総務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一のアンモニオ、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。
一・四 ジオキサン
一 リットルにつき〇・五ミリグラム

附則 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。
(経過措置)
第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるのとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。
3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 一・四 ジオキサンについての改正後の省令第一条又は附則第一条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、この省令の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、この省令の施行の際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定でこれら物質に関し法第十二条第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。）は、この限りでない。

附則別表

Table with 2 columns: 有害物質の種類 (有害物質の種類) and 業種 (業種). Rows include 一・四―ジオキサンのつぎミリグラム, 感光性樹脂製造業, エチレンオキサイド製造業, エチレングリコール製造業, ポリエチレンテレフタレート製造業, 下水道業(感光性樹脂製造業に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において下水道法上の特定事業場という)から排出される水を受け入れていないものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)), 下水道業(昭和三十二年法律第七十九号)第十二条の二第二項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において下水道法上の特定事業場という)から排出される水を受け入れていないものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)

備考
1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。
 $M \cdot C \cdot Q$

この式において、C、Q及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。
C 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の1・四―ジオキサンの汚染状態の通常値(単位 1 リットルにつきミリグラム)
Q 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常値(単位 一日につき立方メートル)
Q 当該下水道から排出される排水水の通常値(単位 一日につき立方メートル)

告示
示

国土交通省告示第八百二十四号
補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成二十二年国土交通省告示第五五五号)の一部を次のように改正したので告示する。
平成二十四年五月二十三日
国土交通大臣 前田 武志

Table with 4 columns: 補助金等の名称 (補助金等の名称), 種類 (種類), 処分を制限する財産の名称等 (処分を制限する財産の名称等), 処分制限期間 (処分制限期間). Rows include 外国船舶油等防除対策費補助金, 低公害車普及促進対策費補助金, 建物(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの), 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの(住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの), 五〇年, 四十七年

- 高効率船舶等技術研究開発費補助金
モーダルシフト等推進事業費補助金
鉄道施設安全対策事業費補助金
踏切保安設備整備費補助金
東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金
鉄道防災事業費補助金
鉄道施設総合安全対策事業費補助金
整備新幹線整備事業費補助金
災害復旧事業費補助金
幹線鉄道等活性化事業費補助金
都市鉄道利便増進事業費補助金
地下高速鉄道整備事業費補助金
鉄道駅総合改善事業費補助金
地域公共交通確保維持改善事業費補助金(中古車両を購入した場合を除く)
海上交通低炭素化促進事業費補助金(低炭素型中古船舶代替事業を除く)
鉄道技術開発費補助金
観光圏整備事業費補助金(観光地域づくりプラットフォーム支援事業(復興支援型))
観光圏整備事業費補助金(観光地域づくりプラットフォーム支援事業(復興支援型))

Table with 4 columns: 金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。), 金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。), 病院用のもの, 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケルトン場用、魚市場用又はと畜場用のもの, 事務所又は美術館用のもの及び左記以外のもの(住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの), 三〇年, 三一年, 三九年, 三四年, 三八年, 三四年, 三八年, 三八年, 三九年